平成２８年（フ）第１４号
山口県下松市楠木町２丁目１番17号　ダディハウス陣城Ⅰ―102号、前住所山口県周南市新清光台４丁目７番２号
債務者　川口ひとみ
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第４５号
高知市横浜南町２番２号　アビタシオン横浜３号
債務者　山崎　俊雄
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４６号
高知市横浜南町２番２号　アビタシオン横浜３号
債務者　山崎　真紀
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５３号
高知市神田1511番地12　エスティ神田103号
債務者　増谷　喜孝
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９号
福岡県大川市大字中古賀76番地４　レオパレスノースランド104号
債務者　中嶋　浩基
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
福岡県行橋市行事１丁目24番38号
債務者　岡田久仁子
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第３３号
佐賀県杵島郡白石町大字深浦303番地１
債務者　松尾　　治
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１３号
熊本県山鹿市古閑410番地４　上妻貸家１号室、前住所熊本県山鹿市中634番地４　上田アパート２
債務者　髙田　沙織
1　決定年月日時　平成28年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部

平成２８年（フ）第７号
北海道野付郡別海町別海常盤町186、住民票上の住所北海道野付郡別海町別海常盤町186番地
債務者　柴田　義彰
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第１８６２号
東京都東久留米市前沢５丁目32―15　サンアベニュー弥生２　302号
債務者　北堀伊津子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８６８号
東京都三鷹市牟礼２丁目12―20―205
債務者　村田　　泉
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９０６号
東京都江戸川区東葛西１丁目27―８　第２コーポ清守101
債務者　村田　一郎
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９１４号
埼玉県狭山市大字水野709―52
債務者　森　　忠男
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９１６号
東京都江戸川区東篠崎１丁目７－３－1004
債務者　飯塚　祐子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９２０号
東京都豊島区雑司が谷１丁目４－５－203
債務者　細川　達成
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部